

論文

台湾総督府内務部長古荘嘉門について

野口真広*

はじめに

古荘嘉門と言っても聞きなじみのない名前かも知れない。古荘は熊本県出身の明治の政治家・官僚であり、明治20年代の条約改正交渉中止運動（いわゆる対外硬運動）に関わった。彼は、対外硬運動の中心であった国権党初代総理でもある。古荘には管見の限りでは伝記のようなものがなく、自著もないために、研究はほとんど進んでいない。古荘は青年時代に木下犀潭の下で学んだが、同門の井上毅と比較した場合、その研究状況には天地の違いがある。彼は国権主義の主要人物の一人であるとともに、日本最初の植民地である台湾で内務部長として活躍した実績を持つ。筆者は日本統治期の台湾史を専攻するものだが、総督府の統治政策を調べているうちに古荘の存在を知った。調べてみると、台湾統治政策に深い影響を与えた人物でありながら、先行研究がないことが分かった。

そこで、本稿では今後の本格的な研究のために、彼の人物像を探ってみたい。比較的に史料が多い時期である生い立ちから台湾総督府内務部長時代までを整理し、古荘の人物像を探ってみたい。なお対外硬運動時代の彼については、

本稿ではおおまかなところしか分からなかった。史料収集を進め次回の課題としたい。

1 思想的な背景

(出生から台湾赴任まで)

古荘嘉門は、天保11(1840)年12月2日に熊本藩の医師佐伯家の長男として生まれた。幼名は鶴喜と言ひ、長じて嘉門と称した。大正4年5月13日の『九州日日新聞』(以後、『九日』と略)記事によると「十二三にして櫻井町の小堀清左衛門先生に句讀習書の稽古に行く頃から頗る喧嘩の強いのを以て有名であった程で、朋友の間でも随分憎まれ者で交わつて来た⁽¹⁾」という。少年時代の古荘が腕白であったことが分かる。『九日』の記事では古荘の人物を評し、「容貌魁偉、一見直に其凡傭の人にあらざるを知らしむるも、之に就くや和氣藹如として人をして懐服せしむる者あり。辨舌流暢ならざるも言々肺腑より出で、毫も邊幅を飾らず惻々として人を動かす者ありき。是れ後進の翁に心服して其の徳を仰ぎたる所以なり⁽²⁾」と述べている。大柄で迫力があり、一目で一廉の人であると分かるような風体でありながら、愛想がよく人に好かれる人柄であったようだ。後に触れるが、古

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年

莊の経歴や逸話からもこのような人柄が偲ばれる。

古莊の学業は木下犀潭のもとで本格的に始まったと考えられる。木下犀潭の学風は、木野主計『井上毅研究』によれば、「井上（毅-補）の師事した木下犀潭は肥後の菊池出身で、同郷の桑満負郭の門に入り孔伝諸経の伝授に与り、時習館に入塾しても専ら程朱の学を勉強した。井上も犀潭の韓村書屋でこれ亦宋学の中心をなす程朱の学を専らにした⁽³⁾」。古莊も同じく木下の塾生であったことから、井上と同様に程朱の学を学んでいたといっていだろう。

入門後の古莊の学業はどうだったのだろうか。『九日』の記事によれば「安政二年二月拾三日歳拾六にして木下^{マツ}韓村先生の塾に入ったが、主として程朱の學を修め、詩文の如きには餘り力を用ゐなかつた。(中略)翁が十八九の頃は經學に於ては先づ第一に指を屈せらるる程で、翁も亦此の時代から漸く眼を國事に走せ、将来國士として邦家の爲めに力を盡さんと志し家業の醫を罷めて、勉學の傍武道を勵⁽⁴⁾」んだという。木下犀潭の門下生で有名なものに、井上毅、木村弦雄、竹添進一郎、古莊嘉門があり、この四人を四天王といった。古莊には著作と言えるほどのものが無く、学力をはかる史料に乏しいが、『九日』の記事によれば經学については門弟内では秀でていたらしい。彼の書簡や報告書の書体を見ると、剛胆と言うよりは清々とした筆の運びである。木下門下生時代には詩文に力を入れなかつたようだが、後年に漢詩をよくし、晩年には和歌もよく詠んだ。『九日』の追悼記事にはいくつかの彼の漢詩や和歌が載せてある⁽⁵⁾。古莊は文武に優れていたことがうかがえる。

このほかの彼の学歴については、まだよく分かっていない。しかし、木下門下生となり程朱の学を学ぶ一方で、一時は長崎に蘭学修養に出かけていたらしい。『九日』の記事には「藩命を受け長崎に遊んで蘭学を學び後京地に入りて國事に奔走⁽⁶⁾」と記載している。これ以上の詳しい内容は記されていないため、蘭学修行がどのような内容だったかは不明である。

明治維新の頃には、彼は藩命を受けて同門の竹添進一郎とともに奥羽へ偵察に出かけている⁽⁷⁾。この頃の熊本は藩論が勤王・佐幕のいずれにも決しておらず、情勢視察のために彼等が送られたのである。古莊は佐幕派であったが、藩論は勤王に決した。

維新直後の動きもよく分かっていないが、明治2年には河上彦斎を首領とし、木村弦雄や毛里空桑らとはかつて有終館という訓練所を鶴崎（肥後藩の飛地、現在大分市）に作っていた。明治2年9月には有終館の「軍令」（内規と思われる）が出来ていることから、明治2年中には遅くとも有終館が設立されたことが分かる⁽⁸⁾。この有終館とは、鹿児島私立学校を小さくしたような学校であつたらしく、岩倉具視の放った探偵澤田衛守の偵察にも遭っている。毛里空桑は澤田を探偵と気づかぬままに心やすくうち解け、河上彦斎らのことや國事に対する考えなどを話した。後で澤田が探偵だと分かると、急いで中村六蔵なる使者を送って暗殺させている⁽⁹⁾。

有終館は明治3年7月に熊本藩庁より廃止の命を受ける。これは山口藩兵隊騒擾事件の首謀者と見られていた大楽源太郎を河上彦斎が庇護していたためである。当時の長州（山口）では、軍隊組織改編に伴って除隊された兵隊が藩

庁に抵抗し、内乱状態に陥っていた⁶⁰。また、大楽に限らず有終館には全国の志士が集まり連絡を取り合っていたため、これを藩庁が嫌忌したことが廃止命令の背景にあった⁶¹。明治3年の末には、古荘に対しても、大楽庇護及び同氏らとともに反政府活動を企てた嫌疑がかけられ、ついに逃走せざるをえなくなった。一時期は山岡鉄舟の庇護をうけて隠れたが、後に自首し、禁固3年の刑に服することになった。実際には明治6年6月から明治7年2月までの入獄であった。わずか8ヶ月の入獄だったのには訳がある。佐賀の乱で政府が対応に追われているさなか、司法省七等出仕井上毅は、同省五等議官増田長雄と連名で大木司法卿へ古荘赦免の願いを出した。明治7年2月11日付の同書によると、「白川県古荘嘉門拒ヲ逃レ潜伏シ其後自首スルヲ以テ、昨年七月禁獄三年ニ処セラレ、現ニ白川県ノ監獄ニ在リ。(中略) 謹テ思フ、嘉門法網ニ在リト雖モ、今若シ特典ヲ以テ其罪ヲ減宥シ洗雪シテ使用セハ、彼レ必ス天恩優渥ナルニ感銘シ、其ノ同士輩ヲ引テ、相共ニ死ヲ以テ国ニ報セン⁶²」と訴えている。白川県とは熊本県のことで、明治5年6月に改称されていた。そののち明治9年2月には熊本県の名称へ戻された。古荘は地元で入獄していたことが分かる。古荘は前記長州藩脱退騒動にまつわる嫌疑のため入獄していた。井上は佐賀の乱を古荘赦免の好機と捉え、大木司法卿に働きかけたのである。

おそらくこのことがあって、大久保利通が佐賀の乱平定に向かう際、熊本時代の井上にとっては主君にあたる米田虎雄侍従番長に対し、古荘の出獄を命じることになったのであろう。古荘が佐賀に向かう前に佐賀の乱は平定されてし

まうのだが、これを機に古荘は官界に復帰することができた⁶³。

明治7年5月には、司法省七等出仕として大阪上等裁判所に勤務することとなった。古荘が大阪上等裁判所長であった時に西南戦争が起こった。状況視察のために古荘は熊本へ向かった。その途上、手前の植木(熊本県内一地方)で一時様子を窺った。当時の鹿児島県令は大山綱良であり、彼は西郷の私学校から県官を採用するなど西郷と繋がりが深かった。西南戦争時には官金15万円を軍資金として西郷に提供するなどしたため、3月には官位を奪われ、9月30日には斬に処せられた。政府の中では大山に代えて古荘を県令に据えようという意見もあったらしいが、古荘を「鹿児島にやるのは虎を野に放つも同様で、西郷と相應じて政府に叛旗を翻すかも知れない」という意見もあって沙汰止みとなったという⁶⁴。戦後は再び大坂上等裁判所に勤めた。

さきに、有終館へやってきた密偵澤田衛守が殺害された事件について触れたが、この澤田暗殺の実行犯である中村六蔵は、広澤真臣殺害の嫌疑により、明治10年11月に長崎で捕縛された⁶⁵。この取り調べの中で澤田殺害の事件が浮かび上がり、殺害の教唆者として古荘にまで嫌疑が及ぶこととなった⁶⁶。

明治11年当時、大阪上等裁判所に務めていた古荘は、澤田殺害教唆の罪を問われて未決のまま禁獄の身となった。しかし、結局は中村も古荘も広澤参議暗殺とは関係が無いことが明らかとなった。入牢後3年目の明治13年に、古荘は大審院より無罪の申渡書を受けて出獄することとなった⁶⁷。その申渡書には以下の理由が述べられている。

其方儀、明治三年三月故高田源兵ノ發意ニ因リ、中村六蔵カ澤記衛守ヲ殺害セシ事ニ同意シタル科禁獄三年ニ處ス可キ處、數年ヲ經テ官ニ發覺シ、及曩ニ朝旨ニ悖戾シ逆意ヲ逞シフセント企テタルヲ以テ、明治六年六月中除族ノ上禁獄三年ノ處刑ヲ受ケタルニヨリ、其罪ヲ論セス 放免⁹⁸

古莊が明治3年末から逃亡生活を過ごしていたことについてはふれた。「數年ヲ經テ官ニ發覺シ」というのは、山岡鉄舟などの下で庇護されていた時期を経て自首したことを指すのだろう。明治6年6月に禁獄3年の刑を受けたというのも、井上毅による明治7年赦免願の文章から確認できる。なお中村六蔵に対する広澤參議暗殺の疑いは後に晴れる。彼は澤田衛守の殺害の罪のみを問われ、10年の懲役に処せられるものの、明治22年2月11日に憲法発布の恩赦を受けて出獄した⁹⁹。

放免後、古莊は明治14年5月に内務省御用掛監獄局に務め、同年7月には同省取調局へ移る。放免後に官界で活躍できた背景には、やはり井上毅の尽力があったものと思われる。明治14年7月5日付けで井上は伊藤博文へ書簡を送っている。

奉願候古莊嘉門件、偏ニ奉懇神祈候ハ、私郷里中ニ而前途同心共力いたし度人物ハ、獨此人ニ而、此人なれハ少年輩之人望も有之、十分之團結力を得候（中略）、ソレ故是非内地ニ而盡力いたさせ度奉存候處、（中略）小生ニ取候而者、後日關係緊要之情實有之候間、御多務中恐縮候得共、何分御垂意奉冀候¹⁰⁰

この井上の依頼に対し、同月12日付けの書簡で伊藤も「古莊氏之事ハ、松方へ遂相談上、尚

可及貴答候¹⁰¹」と答えている。井上が古莊を高く評価し、官界で重用されるように尽力していたことが分かる。熊本で将来に渡って協力したいと思う人物はただこの人だけであると井上は語っている。そして古莊の人望と徳を褒め称え、井上自身の今後にとっても重要な人物であると付け加えている。実際に古莊と井上は、井上が明治27年に没するまで深い交友を続ける。これは木下犀潭の下で一緒に学んだことや、古莊の妻が木門四天王の木村弦雄の妹（志佳子）であったことにもよるのであろう。

古莊はその後、同年10月に内務省御用掛・警保局へ移る。この間、9月1日には熊本紫溟会が結成された。熊本紫溟会は、後の紫溟学会・熊本国権党の母胎であり、幕末以来の熊本の諸団体を統合して結成された土族中心の政治団体であった。11月には免官し、熊本へ帰郷する。これは熊本紫溟会の主権論争に絡んで、加入を取りやめたり、分離する団体があったため、組織の立て直しをする必要があったことによる¹⁰²。

古莊は明治16年12月になると、青森県大書記官となり、以後明治19年には大分県大書記官、明治20年6月には第一高等中学校長となる。この間、明治17年には紫溟会を紫溟学会と改称している。明治22年1月には紫溟学会下部組織として熊本国権党を創立させ、古莊は総理に就任する。副総理は佐々友房であった。明治22年5月には諭旨免官となっているが、その委細は不明である¹⁰³。

この頃、紫溟会は条約改正運動に奔走していた。運動における古莊の立場を確認しておきたい。のちに彼は台湾に渡り、総督府内務部長として「土匪」事件の現地調査に向かうことにな

る。この時、現地で臨機応変に現地の台湾人をまとめ上げ、治安の確保に成功する。そのような行動の伏線として、彼のアジア観を探ってみる必要があるだろう。ここでは日本と欧米との条約改正を通じ、古荘が双方の関係をどう捉えていたかを把握したい。そこから彼のアジア観もわずかではあれ窺うことができると思われるからだ。紫溟会をはじめとする当時の対外硬派の行動は「条約改正に反対」という点が強調されやすい。しかし、古荘らは改正交渉自体の反対を唱えていない。この点も押さえながら実際の過程を整理する。

国権党の意見を代表するものとして、明治22年8月に国権党惣代佐々友房と玄洋社惣代頭山満の連名で公表された「条約改正案に対する意見」がある。酒田正俊氏の先行研究²⁴によれば、佐々の意見は憲法擁護を軸とした理性的なものであったという。佐々は憲法十九条を盾にして改正条約案の違憲を訴えていた。

抑も司法権は一國主権の一大系統にして、司法権の執行は神聖なる 天皇の名に於て之を行ふが故に、此れに外人の干渉を容れざるは我が憲法の保明する所なり。憲法十九條に曰く、日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任ぜられ及び其の他の公務に就くことを得と。此憲法の明文は明に外人を拒絶するの語なしと雖も國民公権の享有は本國民に限られること固より國法の通義なれば、(中略) 此條の裏面には公権の享有は獨り本國民に限ることを含有せること明なり。然らば則ち外人を用ゐて裁判官となすは司法上に外人の干渉を許すものにして、其裁判は混合裁判となり、一方に於て公権の享有は獨り本

國民に限る憲法の大義を蹂躪し、一方に於ては主権の内部には外人の干渉を容れざる主権の獨立を侵害するものなり²⁵。

代替案として、天皇が勅撰した外務大臣に命じて全権委員会を設置させ、「完全無缺なる修正案を提出すべき」であると佐々は主張する。つまり、政府案にあるような外人判事の参加や法典公布の時限を約束するなどといった譲歩を含まないように求めているのだ。ここで注意すべきは、改正を中止しろとは言っていないことだ。佐々らの意見は、国権の尊重を論理的に主張している。司法の場に外国人が入れば、訴訟時に日本人の不利益が生じる可能性が生まれ、それが引いては国内経済にも損害を与えるという論法を佐々は展開した。内地雑居反対の趣旨も、自国経済が未熟である段階で外資が入れば、国内産業の育成にとって妨げであるというものであった。国権尊重と国内産業育成が密接に繋がっていた佐々にとって、政府の条約改正案は批判の対象となった。しかし、改正案の内容には批判的であったものの、条約改正交渉自体の必要は認めていた。それが全権委員会の設置という表現になったのであろう。

同様な思考方法は古荘の発言にも見ることができる。明治22年11月10日に、古荘は紫溟学会長として熊本国権党本部の鎮西館内の報道会において演説した。10月18日には大隈外相がテロに遭っており、12月10日の閣議では条約改正交渉の延期が決まることになる。ちょうどその間の時期のことであり、対外硬派にとっては改正交渉中止が容易に予見できた時期であった。古荘も条約改正交渉延期をふまえて演説している。交渉中止を評価しつつも、古荘は「新条約案は不完全なり、その断行すべからずして、中

止せざるべからざるは固よりなれども、現行条約も亦た不完全なる者にして宜く之れを改正せざるべからず、而して之を改正するの道は、先づ國力を養ひ、國民の程度を高むるに在り、決して一時塗抹の策を以て了し得べきにあらず、今や吾人同志は幸に新条約案を排斥するを得たれども、吾々の背後には現行條約を改正するの大業を負へり⁹⁸と述べている。佐々と同じく、条約改正案の内容について批判することはあっても、改正交渉自体を否定する考えは無かったことが分かる。「國力を養ひ、國民の程度を高むる」ことで、満足すべき条約改正案を結べると考えているあたりは、政府案のような外国への譲歩を拒む姿勢が見て取れる。

その後、国会が開設されると、古荘と佐々は共に当選する。台湾へ赴任する明治28年10月までの間、古荘は國權黨員として國政に携わることとなった。この間、佐々は明治26年5月に袁世凱と会っている。この会談からは、佐々を通じてではあるが当時の紫溟会のアジア観をうかがうことができる。典拠となる史料は、佐々と安達謙三が朝鮮に三ヶ月ほど訪問していた折りに京城で袁世凱公使と会談し、それを安達が回想して記したものである。

貴國と朝鮮國及び弊國は人種を同ふし、文字を同ふし、學教を同ふし、又た略は好尚習慣を同ふして、舊來親交の間柄なる而已ならず、自今東洋の大勢上に於て唇齒輔車の干係を有せり。故に余は將來に於ても眞に三國和親同盟を切望して已まざるものなり。然るに此の未開なる朝鮮の國勢をして隆盛ならしむるは貴國と我國との責務なるが如し⁹⁹。

また同会談中で佐々は「東洋の平和を維持す

るは日清同盟に如くはなし⁹⁸」とも述べている。佐々にとっては日清が朝鮮よりも一等上の指導的立場に立つという意識はあったものの、三国が共同して欧米に当たるという発想を持っていた。理念上ではあれ、佐々はアジア連帯主義というものをモットーにしていたことが分かる。

このようなアジア観を持っていたのは、佐々だけではなかった。紫溟学会の學術部長を務め、同学会のイデオログでもあった津田静一にも同様な傾向を見いだすことができる。津田静一は、紫溟会創立の頃から機関紙の主筆として健筆を振るった。津田は時習館に学んだ後、明治2年10月に18才でアメリカに留学し、モンソン中学卒業後、エール大学で法学・政治学を学んだ。明治6年9月に帰国し、明治8年に北京公使館一等書記見習を拜命する。のちに官を辞し、帰郷しているところを紫溟会創立があり参加することになる⁹⁹。

津田はそののち細川家の世子護久に従って、明治18年6月から明治20年8月まで英国ロンドンに留学した。木野主計氏の研究⁹⁹によると、明治19年5月15日付佐々宛書簡には「方今の急務は興亜の策を講じ、日清の連合を図るに在り」という表現があり、同書簡からは「服制・曆法・度量衡等、アジア洲内の各国共通の制度文物を採用する等反欧で亜細亞協調路線」が見いだせるという。津田は英国においてアジアの連帯を構想していたのである。

帰国後に津田は熊本で「殖民政略」という題名の演説をした。この演説ではドイツの殖民政略を例にして、軍艦外交の威圧で未開の地を併合するような殖民政略を批判している。同様の方法を日本がとれば、欧米の嫌忌を招くおそれ

があると指摘し、かつこのような方法は自身の望むものでもないと言う。そこで津田は代替案を出す。「然らば如何にして之を為すやと云ふに、野生は敢て政府に依頼せず、我国人民が自ら奮つて殖民会社を創立し、彼支那人が各地に出稼ぎする如く、続々海外の地に移住し、専ら殖産の業に従事せんことを希望するなり」という方法である。このような方法を提案したのには彼の殖民政略のそもそもの意図が背景にある。津田はいう。「元来野生の目的は、版図の虚名を広むるよりも、我同人種を四海に蕃殖せしめ、以て欧米人の蠶食を防ぎ、従て通商貿易を頻繁にして、一は物産を起し、一は工芸を熾にし、且つ海軍を強大ならしめんとするの点にあるもの」と。津田はロンドンでの留学経験を踏まえるとともに、紫溟会が持っていたアジア連帯主義の延長線上に殖民政策を構想していたのだと思われる⁶⁰。

日清戦争中に台湾が割譲されることを想定して、古荘や佐々は政界工作をしていた。彼らは年来の殖民政策を実行に移すため、台湾へ開拓団を送ろうと考えていた。実際には古荘が官吏として台湾へ赴任し、紫溟学会の学術部長だった津田静一が自ら開拓会社を作って出かけることになったのだが、それまでに至る経緯を整理したい。

明治27年8月1日に日清戦争が宣戦布告された。この頃、佐々や古荘らは戦後を見通し、台湾割譲後の殖民政策を思案していた。明治27年9月になると、日清間の戦況は次第に日本勝利の様相を呈してきた。これを受けて、佐々と古荘も政界工作に乗り出す。

9月15日付けで佐々友房が品川弥二郎（当時官職がなく、国民協会副会頭を務めていた）へ

宛てた書簡には、「昨日古荘より一寸得尊慮置候末、明朝八時比兩人同伴参館仕候 一、二時間計御繰合被下候様前以て奉冀候⁶¹」とある。佐々は古荘を通じて品川の考えを得ることができたと述べている。何事に関する「尊慮」なのかは不明だが、翌日にその件について早朝から品川と会談する約束を取り付けている。翌16日には、実際に品川と佐々、古荘は会談したらしく、同日夜付けの佐々から品川へ宛てた書簡には「古荘と御内話申上候事は此上可然奉冀候⁶²」とある。ここでも古荘が話した内容について具体的なことは分からない。ただ品川に対して佐々も古荘もなにがしか依頼しているということだけは分かる。

9月22日付けの品川から井上馨内務大臣に宛てた書簡を読むと、ようやく事情が分かってくる。つまり、古荘や佐々らは熊本国権党を台湾植民隊に送り出したいと希望していたのである。

内外多事之今日近頃御杜健在られ候よし、慶賀ニ堪へ不申。海陸之勝報天助とも可申哉。國家之為めニ欽喜之涙の外無之候。

過日、野村靖を以て内々御伺申上候益田孝ヨリ、熊本連中江度々内談セシ倭寇的一件トング話之行違イニナルト、井上ハ海賊之親方ナド、攻撃セラル、様ニ可相成と存候故ニ野村ニ内談セシナリ。

其後、小野金六ヨリハ頻リニ肥後人古荘嘉門など、催促致し候よし。佐々友房一昨朝来り候ニ付、篤ト取糺シ候處、本人等倭寇のニテ今日出来兼事ハ萬々承知シ居、唯々願フ所ハ他日台湾攻取之際、海陸軍隊ニ附從シテ植民の一隊トナリテ、海陸軍の保護之下ニテ渡島スル事が出来レバ大幸ナリとの念慮ナリ。

此事ハ出来得るものか否内密承知シ度トノ事、打明けて申セバ、コノ事を井上伯二内願シテ是非遣ラセテもらひ度ニ付、やじ（品川弥二郎 - 補）ガ比間ニ立ちテ尽力して呉レトノ願意ナリ。大畧之處御意見御洩らし被下候得ハ、殊ニ難有奉存候

実ハ四五日前ヨリ、今朝ハ〜ト思イ立ちテ御伺可仕と存候得共、多事之中へ御妨けと存、又ハやじモ新聞ニテ、井上大丞ト密談云々など、記載せらるゝと、トンダ疑惑ヲ黨人等ガ起ス事モ憚リテ、不得止比手唇ニテ一言之御内意ヲ伺ヒ候なり。其中よき御場合もアラバ、夜中ニテモ官舎江御伺仕タシ。

黨人仲間ハ存外之事のみ多きものニテ、苦中の樂ハ官吏世界よりも少しく多き哉と覺へ申候。御失笑、〜。

病婦之手ノ入ルニハ、イカナルやじモ困却仕候。御憐察を奉仰候。

苦談樓主やじ拝

廿二日紅日⁶⁴

なおこの書簡には「廿二日」としか書いてないが、『井上馨文書』の分類によって明治27年某月22日であることは判明していた。これを9月と確定したのは、以下の理由による。まず日清戦争宣戦布告が8月1日であり、井上馨が朝鮮駐在公使としてソウルに赴任したのは10月25日である。書面には、井上自身から「其中」に返答を聞きたいと品川が述べている。もしも書簡の日付が10月22日であるならば、返答を聞く機会があったとは考えにくい。井上が10月15日に朝鮮駐在公使へ任命されたことをふまえれば、書簡はそれ以前の9月22日に書かれたと考えるのが妥当であろう。こうすれば9月1日に日本の第一軍が平壤を占領し、17日に黄海海戦

で清北洋艦隊を日本が撃破したことを指して「海陸之勝報天助とも可申哉。國家の爲めニ欽喜之涙の外無之候」と、述べていたのだと分かる。

日付が確定できたところで、文面を再度検討したい。選挙干渉の責任を受けて辞任していた品川弥二郎や時の内務大臣野村靖らのもとに出かけ、しきりに台湾植民政策を論じ始めた。その際に「殖民隊」を台湾へ送りたいという希望を品川に伝え、その意見を井上馨に取り次いでくれるよう依頼していることが分かる。古荘は佐々や品川の尽力の甲斐あって、台湾へ赴任することになったのである。

2 台湾における古荘

明治28年5月に台湾に向かった古荘は台南県知事心得となるものの、台湾民主国の抵抗運動により、しばらく高雄で待機せざるを得なくなる。その間に品川に宛て明治28年10月16日付けの書簡を送っている。冒頭では、出航後の無沙汰を詫び、台南の抗日戦が終わっていないものの、終わり次第すぐに台南へ向かうであろうことを伝えている。文末で古荘は「万般申上度事も有之、又相伺度事も種々有之候得共、兎に角台南へ参り候上に無之候而は途中にては想像のみに有之候間、只た是迄之御無沙汰を謝し、併て御起居を相伺候迄に寸書右迄⁶⁵」とある。台湾赴任に尽力してくれた品川に礼を述べる一方で、様子のよくわからないまま戦闘の絶えない任地に向かう心境が語られている。

明治28年12月1日付けで、古荘は任地から品川へ書簡⁶⁶を送っている。その中で、「当地に來り候も日尚浅く地方之様子も未だ能く確とは分り兼候」と言い、とにかく「内地の民情とは

大に異り候」と述べている。台湾人については「概して申候得は先つ情にして且狡に有之候。然し山の手は少しは正直に相見へ候」という感想を洩らしている。そして、今後の施政方針を語り、「前政府之民政に於ける甚た弊害を生し居候事も火急には矯正せられざる事有之、又旧慣に由らざるを得ざる事も有之候。施政上にては事の大小本末緩急も有之候事は申迄も無之候」と述べている。現地の実態に対応しながら方針を定めようと考えていたことが分かる。

明治29年4月に古荘は台湾総督府民政局内務部長になる。この直後、同年6月に台湾中部の雲林で「土匪⁶⁷⁾」による大規模な反乱が起こった。日本軍による徹底的な討伐が行われるが、この過程で一般人多数も被害に巻き込まれた。古荘内務部長は被害者への慰問と「土匪」対策の調査のために被災地へ出張を命じられた。

古荘が「土匪」反乱の現地調査に向かったのは明治29年9月から11月の間（10月に一旦台北へ戻る）のことである。なおこの反乱事件は日本側から雲林事件と呼ばれた。以後、本稿でも雲林事件と呼ぶ。

雲林は台湾西半部の中央に位置する地域で、東部の山に近い一方で台湾海峡からもほど近い。付近には嘉義と呼ばれる古都もあり、雲林から嘉義までは一帯として考えられる地域である。反乱を起こした「土匪」も、両市街をまたぐ形で広く周辺に勢力を張っていた。古荘が雲林と嘉義でそれぞれ報告書を作成しているのも、そのためである。

古荘が出張に向かう際、日本の官吏の他、台湾人も何名か同行させていた。それは、土地の事情に明るいだけでなく、地元の勢力者に顔が利く方が何事につけ便利であったからである。

そのような利便を積極的に図ってくれる人物がいた。それが有名な辜顕栄である。辜顕栄は日本軍の台北上陸を手引きした「奸漢」という評価をされることもある人物である。のちに彼は日本の殖産興業政策に協力し、精糖会社などを成功させ一大財閥を作り上げる。息子の辜振補氏は現在の台湾経済界の重鎮であり、中華人民共和国と台湾との海峡交流基金会の台湾側代表を務めている。

その辜顕栄が、古荘の出張の際にいくつかアドバイスをした。『九日』の記事⁶⁸⁾は以下の通りである。

部長の臺北に在るの際辜顕栄告げて曰く、雲林地方には林武深（嘉義の人）なるものあり、徳望隣近に及ぶ。曩に土匪蜂起の際、嫌疑を受けて一旦捕虜収容所に拘留せられたるも既に保釋となりて嘉義にあり、宜しく之を招致して用ゆべしと、部長之を然りとす。

且又た雲林地方の人民は逃れて山野に隠れ歸來を恐るゝも、之を招集綏撫するは敢て難事にあらず。然れども一の名望家を得て指南となすは最も輕便なる近道なれば部長は辜氏の説を贊せしなり。（中略）

一行中の辜視栄（顕栄の間違いか補）、林武深、林慶岐、陳紹年、及び總理某等は共に人を各地に遣はして大に良民を招致せんことを力め、古荘部長亦た到る處に救恤綏撫の論告文を發したれば、同地方の人民皆安堵し狀況稍々一變化を來したり。

林武深が捕らえられたのは偽証によるものだった。「土匪」がスパイを街に放って市民を苦しめているため、林武深は日本官吏を訪れて

相談しようとした。しかし担当の判事が不在だったため帰来を待っていた。その間に憲兵隊の使用していたスパイが偽証したせいで無実の罪に問われ拘留されてしまった。これはスパイが要求した賄賂を出さなかったことを恨まれての偽証だったらしい。古荘ら一行が事情を調べて憲兵隊と交渉したため、林武深は解放された。こうして林武深も古荘の一行に加わるようになった。

古荘は被災地の様子を調べながら、被害者への救恤金を給与したり、日本政府の統治意図について宣伝活動をしたりした。日本軍が「土匪」への対抗措置として、周辺の民家を焼いたり、乱暴な取り調べで無実の民衆を殺害していたため、台湾人は山に逃げ込んでいた。古荘らも民衆の帰郷に思いの外でこずり、「初め一行の未だ雲林に入らざるや以爲らく撫民の事左まで難きにあらざるべしと、而も實地を見聞するに至りては意外にも民家は焦土に歸し、流離散在の村民其數頗ぶる多く、而して流亡の村民多くは山に入り土匪に頼り一般に土匪に歸依して、日本人と云へば兵隊憲兵を初め役夫に至るまで之を畏怖怨恨して情意隔絶、我を以つて不戴天の仇讐と同するを見ては一驚を吃したり⁸⁹」と述べている。古荘が訪問した当時は、日本政府と雲林地方の民衆との間には信頼関係が成立していなかったことをうかがわせる。

しかし、林武深らの地方名望家の人望を利用しつつ、古荘は救恤と帰郷の呼びかけを続け、次第に村民も村に帰って来るようになった。古荘は一応の安定を見せた雲林地方の状況を総督府へ報告した。以下は、桂総督へ送られた古荘の雲林報告書である。

明治廿九年十月一日常務掛

雲林地方状景古荘内務部長報告在京桂総督へ報告

民内第七五一号

別紙在雲林古荘内務部長同地方概況報告書ハ左条ヲ以テ在京桂総督へ御報告相成可提ヲ御高裁

案

在雲林古荘内務部長ヨリ同地方安穩ノ状況ニ付別紙写之通報報告候案供御高覽候也

民政局長

総督閣下

招来安撫ノ像ニ付テハ、曩ニ及御報告候通、適当地方人民モ大ニ安堵ノ思ヲナシ居ルモ、猶兵隊憲兵警察官等ヲ畏怖スルノ景状止マサルヲ以テ、小官ハ各庄ヲ巡回スル毎ニ懇々慰諭ヲ加フルノミナラス、辜顯榮及其他ノ名望家ヲシテ各庄ノ人民ニ説諭セシメ、猶又別紙ノ告諭文ヲ廢シタルヨリ、大ニ好結果ヲ得タリ。

而シテ本月十七日ヨリ昨廿二日迄ニ巡回シタルハ、海峯崙庄社口庄茄苳脚庄劉厝庄溪邊厝庄溝仔貝庄下紫裡庄頂紫裡庄田心仔庄水難庄庵古抗庄ノ十一庄ニシテ、各庄共最早人民多ク帰来其堵ニ安シ居ルモ、海峯崙ヲ除クノ外全庄殆ト焼毀セラレ、其兵火ニ罹ラサルモノハ僅ニ十分ノ一二ニ過キササルヲ以テ、雨露ヲ凌クノ途ナク、纔ニ三坪若クハ四五坪許ノ倭小ナル小屋掛ノ内ニ棲息シ居ルモアリ。又焼残リタル公館若クハ廟子等ノ中ニ數口ノ人相集リ居ルモアリ。其慘憺タル景状實ニ見ルニ忍ヒス。小官カ右各庄ニ入ルヤ、老病不具者ノ類相援テ来リ救助ヲ乞フ。是ニ於テ各庄共先ツ以テ救

恤金豫算額内ヨリ金若干ヲ與へ、差当リノ急ニ充テシメタリ。

是等ノ結果ヨリ、人民ハ著シク悦服ノ色ヲ呈シ、殊ニ土匪ノ根據地大平頂ノ麓ナル庵古抗ノ如キハ、七百戸中兵火ヲ免レタルモノ僅ニ三十戸ニ過キサリシガ、其救助ヲ與フルヤ人民皆ナ意外ノ思ヲナシ、大ニ政府ノ恩恵ニ感動セラルモノ、如クナリシ。小官ノ該庄ヲ去ラントスルヤ、村民中土匪襲来ノ景情アリト密告スルモノアリ。又竹槍ヲ手ニシ鎌鉞刀等ヲ腰ニシタル村民百餘、小官一行ノ前後ヲ警衛シ、隣村水難庄迄送り來タルハ、真ニ憫ムヘキモノアルヲ以テ、彼等ノ好意ニ酬ヒント欲シ金拾円ヲ與ヘタルモ、固持受ケサリシカ強ヒテ受納セシメタリ。

右廿二日迄ノ概況及御報告候也。

明治廿九年九月廿三日

内務部長古莊嘉門 印

民政局長水野遵殿

追テ明廿四日愈々當地出發嘉義支廳へ出張ノ積ニ有之候。此段申添候也⁴⁹。

雲林の人々との間には信頼関係が生まれたらしく、「土匪」襲来の忠告を密かに受けるほどになっていた。古莊を護送するために、竹槍や鎌、鉞刀などを手にして百名余りの村民が同行したという記述からも、信頼のほどはうかがわれる。幼いころから古莊には俠気のような豪放磊落さがあったが、その氣風が台湾人にも伝わったのだろうか。もちろん辜顯榮や林武深といった地元民に人望のある仲介者を引き連れていたことも大きいだろう。それらを同行させたのは古莊の慧眼である。

古莊は雲林での調査・慰問を一段落させると、次に嘉義へと向かった。嘉義では、救恤や調査から一歩進んで自衛組織の整備にも手をつけている。自衛組織作成の目的は大きく分けて二つある。一つ目は「土匪」と一般人民を分離し、日本の官憲から誤認逮捕や誤った処罰を受ける可能性をなくすこと、もう一つは「土匪」からの襲撃を防ぐことである。以下に嘉義に関する古莊の報告書を載せて、自衛組織の整備をいかに行ったかを見てみたい。なお以下の文章は、民政局長水野から桂総督に送った古莊の報告書である。

嘉義地方状況ニ付古莊内務部長ヨリ別帑報告書差出候条供高覽候也

明治二十九年十月九日

民政局長水野遵 (印)

臺灣総督子爵桂太郎殿

本月二十三日付ヲ以テ御報告ニ及ヒタル通、去二十四日雲林ヨリ嘉義ニ向ケ出發。途中、雲林管内他里霧街、及嘉義管内大莆林・打貓街ノ三所ニ立寄り、今回出張ノ旨趣ヲ總理及其他ノ重立タルモノニ告ケ、同日嘉義支廳ニ到着致候。

小官ノ嘉義支廳管内ニ入ルヤ、人民ハ、豫メ林武深カ通知ニ依リテ、小官ノ來ルヲ知り、又囿圍ノ中ヨリ援キ出シタル同人カ、小官ニ隨行シテ歸リ來ルヲ悦ビ、之ヲ見ンカ爲ニ、大ニ莆林(大莆林一補)・打貓・嘉義ノ三處ハ人民堵ノ如ク集リ、鼓吹ヲ奏シ大ニ一行ヲ歡迎シタリ。

今、途中視察ノ景況ヲ舉クレハ、他里霧街ハ人家少シク燒毀セラレタルノ跡アルモ、南進軍(前年、台湾民主国軍を追って

南進した日本軍のこと一筆者補)ノ為ニ蒙リタル兵火ニシテ、今回土匪ノ爲ニ罹災シタルモノニアラス。市中ハ類ル繁冒ニシテ、雲林附近トハ大ニ異ナルモノノ如シ。

嘉義管轄ニ属スル大莆林ハ、人民散シテ全街殆ント空屋トナリ、目下現住者僅ニ四五十戸ニ過キス。其原因ヲ尋ヌレハ、本年七月土匪騒乱ノ際、人民一時離散シ、其後追々帰来ノ模様アリシモ、近日又々土匪蜂起ノ謠言アルト。仮令帰り来ルモ、兵隊・人夫等ノ暴行甚シク、譬ヘハ家中ノ器物ヲ取り去リテ薪料トシ、又甚シク物品ノ代價ヲ直切り、若シ應諾セサルトキハ直ニ暴行ヲ受クル如キ等、大ニ其原因トナレリト云フ。

打猫街ハ平時ト毫モ異ナル景状ナク、土地ノ保良局長、付近ノ總理等、及擧人黃均元等、来謁シタリ。是ニ於テ、小官ハ黃等ニ向ヒ、古来上意ノ達セサル下情ノ通セサル、職トシテ上下ノ疎隔ニ是レ由ラスンハアラス。故ニ、上者ハ之ヲ土地ノ名望家ニ詢ヒ、名望家ハ之ヲ上者ニ直言シテ、始メテ上下ノ情意相通スルニ至ル。是、最モ本官ノ希望スル所。若シ意見アラハ、何事ニ限ラス陳述スヘキ旨ヲ告ケタル処、保良局長ハ小官ニ向ヒ、「目下当附近ハ稍ヤ平時ニ復シタルカ如シト虽トモ、人心猶洵々トシテ其堵ニ安セサルモノアリ。故ニ、大人ノ来ルヲ望ム各庄皆大旱ノ雲霓ヲ望ムカ如シ。願クハ一日モ速ニ各地ニ臨ミ、以テ人民ノ望ミニ副ヘ安堵セシメラレンコトヲ請フ。」ト云ヘリ。

又、嘉義附近ノ景況ハ、表面ニ顯ハレタルモノヨリ觀察スレハ、格別平時ト異ナル

モノナキ模様ナルモ、沅水溪ノ上流ニ沿ヒタル村落及内埔庄ノ各處ニ、土匪出沒劫略ヲ縦ニシ、又一面ニハ連判帳ヲ作り、附近村落ヲ劫カシ、強テ其黨ニ加擔セシメ、若シ之レニ従ハサルモノアレハ、其財産ハ勿論妻孥ヲ併セ槍奪シテ還サス。或ハ、各戸ニ課スルニー円二円ノ徵發金ヲ以テスル等、勢ヒ漸ク蔓延セントスルノ景況アリ。

然レトモ、人民ハ金品ヲ匪徒ニ納メ、以テ一時ノ安ヲ偷ミ、家業ニ就キ居ルカ如シ。此ノ景況ヲ以テ、彼ノ雲林地方ノ各村ハ焼毀セラレ、人民ハ四散シ、帰ルニ家ナク、食フニ粟ナク、其兵隊・憲兵・警察官ヲ恐ル、コト蛇蝎ノ如ク。却テ土匪ニ頼テ安ヲ虽ミ、匪徒亦濫ニ掠奪ヲ縦ニセス、勉メテ人心ヲ収攬スルニ比スレハ、大ニ其趣ヲ異ニスト虽トモ、當支廳ト人民トノ間常疎隔シテ、上下ノ意情相通セサルノ形跡アリ。殊ニ、城外ノ村落ニ至テハ、一層甚シク、今回、小官カ當地ニ来リ、各地ノ總理ヲ召集スルニ際シ、支廳長代理警察署長等ハ、小官ノ紹介ヲ以テ、總理等ト始メテ相見ルト云フカ如キノ景況ニ有之候。

斯ル有様ナルヲ以テ、勢ヒ自然良籠ノ區別ヲ爲ス能ハス。土匪出沒ノ村落ニ至テハ、不幸ニモ玉石混淆、其党ヲ以テ目セラレ、人民亦帰スル所ヲ知ラス。金品ヲ匪徒ニ納レ、姑息ノ安ヲ偷ムノ已ムヲ得サルニ至ル。是ニ於テ、匪徒ハ益々黨勢ヲ擴張シ、漸次良民部落ヲ蚕食シ、禍害ノ及ブ所駭々トシテ、將ニ測ルヘカラサラントス期クテハ、到底治平ノ日ヲ期スヘカラサルヲ以テ、召集ニ依テ来集シタル四十餘庄ノ總理等ニ、別紙ノ告諭ヲ頒付シ、猶論スニ自

防自衛ノ方法ヲ立テ、明ニ土匪ト良民トノ區別ヲ表示シ、各庄聯合シテ以テ匪類ノ侵害ヲ防キ、猶、林武琛ハ責任ヲ負ヒ其衝ニ當リ、他ノ名望家等ト結託シ、一意此ニ従事シ、以テ地方ノ禍毒ヲ防過スヘキ旨ヲ命シタル処、林及辜等、類ニ總理等ノ間ニ立テ斡旋シ、別紙ノ通、聯合防衛ニ係ル規約ヲ作り、土匪ノ防遏ヲ当ルコトニ一決シタリ。

又、警察署ニ於テハ、聯合庄ノ中ヨリ差當リ二十四人ノ壮丁ヲ擧テ警吏トシ、適當ノ場所ニ警察官臨時出張所ヲ設ケ、台南縣ヘ巡查十餘人ノ増遣請求シ、村民・警吏等ヲ指揮監督セシムルコト、シタリ。

小官ハ、右等ノ目途略相立タルヲ以テ、明三十日当地引揚ケ、再ヒ雲林ニ出張ノ筈ニ有之候得共、猶、当地官民ノ間ニ立テ斡旋スルモノ之レナクテハ、諸事自然不都合ノ場合モ之レアルヘクト存候間、辜顯榮ハ暫ク当地ニ留メ置クコトニ致候。猶、属小山左司馬、通訳生藤本賢次郎ノ二人ハ、始末見届ケノ為、両三日間滞在セシメ候筈ニ有之候。

右及御報告候也

明治二十九年九月廿九日

内務部長古莊嘉門

民政局長水野遵殿⁴¹⁾

古莊が地元の日官吏と台湾人名望家とを引き合わせ、共に「土匪」対策にあたるように説諭していることが分かる。また警察官を増派し、日本警察官の援助の下に台湾人自衛組織を作らせ、協力させている。この協力関係を作らせる上で、地元民に信頼されている林武琛など

の名望家が説得にあたった意味は大きい。日本人が上から押しつけるだけでは、決して自衛組織は機能しなかつただろう。『九日』の記事にも、その事情を伝える一文がある。

土匪現に出没しつゝある地方に於ては不幸にも玉石混淆、其黨を以て目せられ人民亦た歸する所を知らず、常に匪徒に金品を納れ姑息の安を偷むの已むを得ざるに至れり（中略）。

而して本年度までは警察の力乏しく、下級行政機關も具備せざれば如何ともなす能はず（中略）。

已むを得ずんば人民各自をして自守自衛の念を勃興せしめ、警察力にて出来得る限り之を保護するの外に策なし（中略）。

此等の總理（嘉義付近の四〇余庄の各總理）は従来支廳の召喚に應じて来たりたることなく、畢竟林武琛の名望と林にして是まで拘留せられたるに先日俄然圍圉より拔出せられて歸來せしとの通知により、斯くは迅速に多数の來集を得たるものなりと云ふ（中略）。

今日に於て土匪の侵害を免れ、之を防遏せんには聯庄保甲（下線筆者）自守自衛に如くはなしと、其必要なる事を誠意を以て懇々説諭し又告諭を發したり（後略）⁴²⁾。

古莊の設けた「聯庄保甲」とは、元々台湾にあった「保甲」という制度のことである⁴³⁾。日本が台湾を領有していた頃には、すでにほとんど機能していなかつたとされるが、これはもとは中国大陆に由来する制度である。日本の五人組のように一定数の戸数を集めて、自衛能力を作り出す制度であつた。日本統治時代台湾の保甲制で言えば、一〇戸を以て一甲とし、一

○甲をもって一保とした。甲には甲長がおり、保には保長がいた。甲長も保長もともに選挙で選ばれ、ともに無給であった。また、一保をまとめてその中の壮丁を集め、自衛団を組織した。自衛団は警察の指揮下に置かれた。保長も警察の指揮下に置かれ、保甲会議と呼ばれる会議には常に日本人警察官が臨席していた。保甲の事務所は保長の自宅に開かれることが普通だったので、地方名望家である保長は地域の取りまとめ役として警察と一般台湾人の間を仲介していたといえる。後年にこのような制度として定着した保甲制を台湾において再生させる契機を作ったのが、古荘だったと考えられる。雲林事件の事後処置として彼は「聯荘保甲」を利用したのである。

古荘の活躍により、雲林・嘉義地方は安定していった。しかし、同地方にはまだ総督府に帰服していない「土匪」も多かった。「九日」の記事には、「古荘部長の名聲は雲林嘉義の間に高く、苟くも多少の良心あるものは進んで投降せざるなく、去十一月下旬全く撫民事務を終へ臺北に歸りたるに、大平頂に在る眞正の土匪尚ほ王化を阻むを以て、遂に之を討伐することに決したれば（中略）、去（十二月-補）二十五日に至り大平頂は全く我軍の占領に歸し、又た進んで一郭亭尾を取り今は八分通りは平定致候。匪首は今尚ほ澤山に在つて抵抗しつゝ、退き、我軍は之を追撃しつゝ、進むと云ふ現況にて、不日平定するは疑ひを容れずと存候⁴⁹。」とある。同地方の「土匪」は、古荘を以てしても根治は難しかったのである。

3 台湾後の活動

明治30年4月に古荘は群馬県知事となり、日

本内地で再び活動することになった。その後、明治31年8月から明治32年6月まで衆議院議員を務めるものの、明治31年11月からは群馬県知事、明治33年10月には三重県知事となっている。明治38年12月には依願免官を申し出て、以後明治38年12月から大正4年5月の逝去までは貴族院議員を務めた。享年76歳、熊本市古新自邸での逝去であった⁴⁹。

『九日』は葬儀の様子を伝えている。記事の中には用文も含まれており、立憲同志会総理の加藤高明は「君は紫溟會の創設者にして國權黨初代の總理たり、我黨の主義本領は即ち君の精神気魄なり、願ふに維新以来世態の變遷に當り、西洋謬迷の思想一時に流入し詭激の言論囂々たるの時に際し、我黨一たび起つて國家主義を唱道し一世の迷妄を打破せんと務むるや、君は實に我黨の領袖として同志を統率したり⁴⁹」と述べている。

おわりに

古荘の人柄を表す漢詩を最後に紹介したい。この漢詩からは彼が寡言実行にして豪放磊落な人物であったことをうかがうことができる。この漢詩が長らく西郷作とされてきたのも故なしとしない。

失題 火海 古荘惟正

才子從來多過事 議論畢竟世無功

誰知默默不言裡 山自青青花自紅

（才子は昔から事をやりそこねることが多い。才をたのんで議論を好む結果、議論だおれになって、世に何の益もないのである。見よ、自然は無言の中にも四時運行して、山は青青と茂り、花も時を違えず紅に咲くではないか⁴⁹。）

古荘は、維新直後には奥羽越列藩同盟に共感し、後に有終館で土族の団結を図って政府に睨まれ、二度の入獄を経た。朋友井上毅の協力と持ち前の行動力を武器にして、彼は国権主義の徒となった。古荘の台湾時代は、まさにそのような彼の人生を反映する最も活き々々とした時期ではなかっただろうか。古荘の事績はまだまだ拙稿如きでは到底語り尽くせてはいない。なおいっそう今後とも研究を続けてゆくつもりである。

[投稿受理日2004.5.25/掲載決定日2004.6.10]

注

- (1) 「噫古荘翁(一)」大正4年5月13日、『九州日日新聞』。なお以後は九州日日新聞を九日と略称する。
- (2) 「吁嗟古荘翁逝く」大正4年5月12日『九日』。なお句読点は筆者による。
- (3) 木野主計『井上毅研究』(続群書類従完成会 1995) p.50。
- (4) 「噫古荘翁(一)」大正4年5月13日、『九日』。
- (5) 「噫古荘翁 餘録(二)」大正4年5月26日、『九日』、および「噫古荘翁 餘録(三)」同年同月28日、同紙。
- (6) 「吁嗟古荘翁逝く」大正4年5月12日、『九日』。
- (7) 「吁古荘翁」『九日』大正4年5月12日。
- (8) 「有終館の軍令」大正4年5月18日、『九日』。記事には軍令が全文掲載されており、武士としての心構えや、忠義を尽くすこと、隊長の命令に服することなどが併記され、さながら本当の軍令のごとくである。
- (9) 「古荘翁逝」大正4年5月12日、『九日』。
- (10) 山口藩兵隊騒擾事件については、我妻栄編『日本政治裁判史録 明治・前』(第一法規出版株式会社 1968) 所収「山口藩兵隊騒擾事件」参照。
- (11) 以上、有終館廃止の経緯については「噫古荘翁(三)」大正4年5月15日、『九日』。
- (12) 「五〇 白川県古荘嘉門赦免ノ議」牧原憲夫編『明治建白書集成』第三卷(筑摩書房 1986) p.110。
- (13) 以上、古荘の佐賀の乱と出獄との関わりについては、「噫古荘翁(六)」大正4年5月18日、『九日』参照。
- (14) 「噫古荘翁 餘録(五)」大正4年5月30日、『九日』。
- (15) 上河一之「中村六蔵の世界」『近代の黎明と展開』(熊本近代史研究会 2000) p.139。
- (16) 「噫古荘翁 餘録(一)」大正4年5月25日、『九日』。
- (17) 「噫古荘翁(十)」大正4年5月22日、『九日』。
- (18) 「大審院申渡」同日、同上紙。なお句読点は筆者による。
- (19) 前掲上河論文 p.140。
- (20) 『井上毅傳史料篇 第四』(國學院大學図書館 1971) p.46。
- (21) 『井上毅傳史料篇 第五』(國學院大學図書館 1977) p.23。
- (22) 古荘の経歴については秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会 2001)、紫溟会設立過程については、佐々博雄「教育勅語成立期における在野思想の一考察」『国史館大学文学部人文学会紀要』20(国史館大学文学部 1988) p.38を参照した。
- (23) 前掲秦郁彦編書、及び上村希美雄「熊本国権党の成立」『近代日本と熊本』17(熊本近代史研究会 1975) p.51を参照。
- (24) 酒田正俊「対外硬の運動(その一)」『東京都立大学法学会雑誌』第10巻第2号(東京都立大学法学会 1970)。
- (25) 佐々克堂先生遺稿刊行会『克堂佐々先生遺稿』(大空社 1988) pp.44-45。なお明らかな誤字は訂正し、句読点を適宜付加した。
- (26) 「古荘紫溟學會長演述の大意」明治22年11月16日、『九日』。一部句読点追加。
- (27) 前掲『克堂佐々先生遺稿』p.124。一部句読点を追加した。
- (28) 同上書、p.125。
- (29) 前掲上河論文 p.38。
- (30) 以下、津田に関する引用は木野前掲書、pp.348-354を参照。
- (31) 彼は実際に台湾領有直後には殖民会社を立ち上げて台南に滞在した。結局、志半ばにして事業は

- 失敗するものの、彼の殖民政略は実行を念頭においていたものだった。
- (32) 尚友倶楽部『品川弥二郎関係文書4』(山川出版社 1988) p.70。
- (33) 『品川弥二郎関係文書4』 p.72。
- (34) 「品川氏書簡巻12」『井上馨文書26』(国会図書館憲政資料室蔵)。なお丸点による線は原文表記のまま。
- (35) 『品川弥二郎関係文書6』(山川出版社 2003) p.357。一部句読点を追加した。
- (36) 同上書, p.358。
- (37) 本稿では、歴史的な背景を理解するため、「土匪」という差別表現を置き換えずに括弧を付して使用する。
- (38) 以下、林武深が一行に加わるまでの過程については、「亂後臺灣の状況(一)」『九日』明治29年11月15日による。なお同記事は連載記事である。最初の10月13日の記事によれば、同記事は古荘内務部長に随行した某氏よりの書信によると書かれている。同記事の関連記事として明治30年1月17日の「雲林近信」によれば、古荘内務部長に随行していた佐野直記なる人物が、部長の台北に帰った後の近況報告をしている。これを察するに某氏とは佐野直記のことであろうと思われる。なお句読点は適宜追加した。
- (39) 「亂後臺灣の状況(三)」『九日』明治29年11月21日。句読点は適宜追加した。
- (40) 「明治29年9月23日 雲林地方出張ノ内務部長古荘嘉門報告書」『明治29年臺灣総督府公文類纂二』2序號71冊6文號。句読点は適宜付した。同館での史料収集にあたっては、陳文添研究員をはじめ館員の皆さんにお世話になったことをここに謝して記す。
- (41) 「第2門3號 内務部長古荘嘉門出張嘉義地方状況報告」『明治29年臺灣総督府公文類纂追加十五年保存』。なお句読点は適宜付した。
- (42) 「亂後臺灣の状況(八)」『九日』明治29年11月28日。
- (43) 以下、台湾の保甲制に関しては、洪秋芬「日據初期臺灣的保甲制度(1895—1903)」『中央研究院近代史研究所集刊』第二十一期(中央研究院近代史研究所 1992)を参照。
- (44) 「雲林近信」『九日』明治30年月17日。
- (45) 前掲秦都彦編書参照。
- (46) 「古荘嘉門翁の葬儀」『九日』大正4年5月15日。句読点は適宜追加した。
- (47) 猪口篤志編『新釈漢文体系46 日本漢詩(下)』 pp.651-652。
- (注) なお、本研究は2003年度東京財団ヤングリーダー研究奨励奨学金の成果の一部である。